

令和 7 年

目 黒 区 教 育 委 員 会

第 2 回 定 例 会 会 議 錄

(令和 7 年 1 月 14 日開催)

第2回目黒区教育委員会定例会議録

開催年月日 令和7年1月14日

開催場所 教育委員会室

出席委員 教育委員会教育長 関根義孝

教育委員会教育長職務代行者 片山覚

教育委員会委員 若井田正文

教育委員会委員 高橋智佳子

出席職員 教育次長 横本達司

教育政策課長 高橋直人

学校統合推進課長 西原昌典

学校運営課長 関真徳

学校I C T課長 藤原康宏

学校施設計画課長 岡英雄

教育指導課長 寺尾千英

教育支援課長 末木顕子

統括指導主事 鈴木将大

統括指導主事 佐藤泰之

生涯学習課長 斎藤洋介

八雲中央図書館長 坂本祐樹

書記 小見哲一

松園拓人

(議事日程)

- | | | |
|-------|------|------------------------------------|
| 日程第 1 | 協議事項 | 目黒区学校運営協議会規則の全部改正について |
| 日程第 2 | 協議事項 | 目黒区立学校の管理運営に関する規則の一部改
正について |
| 日程第 3 | 報告事項 | 令和 6 年度小・中学校卒業式祝辞について（案） |
| 日程第 4 | 報告事項 | 冬季休業明けの幼児・児童・生徒の欠席状況につ
いて |
| 日程第 5 | 報告事項 | 令和 7 年 1 月実施の「二十歳のつどい」実施結果
について |
| 日程第 6 | 報告事項 | 教育委員会名義の使用承認状況について |

(午前9時30分開会)

○教育長 令和7年第2回目黒区教育委員会定例会を開会します。本日の欠席委員は松村委員です。欠席職員はいません。署名委員は若井田委員です。

議題に入りますが、日程第1と日程第2はそれぞれ関連する内容ですので一括して議題とします。また、質疑も一括して行います。

(日程第1) 目黒区学校運営協議会規則の全部改正について(協議事項)

(日程第2) 目黒区立学校の管理運営に関する規則の一部改正について(協議事項)

○教育政策課長 (資料により説明)

○教育長 この件についてご質問等はありますか。

○委員 新旧対照表の第7条の(1)に「(略)」とありますが、先ほどの説明では教育課程の編成関係の内容ということでした。この資料は協議のための案だと思いますが、正規の条文には「(略)」ではなく、文言が入るのでしょうか。

○教育政策課長 本日は改正案の資料をお配りしています。改正後の規則の条文には文言を記載します。

○教育長 新旧対照表の書き方のルールについて説明してください。

○教育政策課長 区役所のルールとして、新旧対照表では、基本的に改正前後で条文が変わらない部分については「(略)」という表記になります。また、改正する部分に下線を引きます。なお、先ほども説明しましたが、このルールはあくまで新旧対照表についてのものであり、改正後の規則の条文には、変更のない部分の文言も記載されます。

○委員 協議会の委員は10名以内ということですが、構成員として、対象学校に在籍する生徒、児童又は園児の保護者をはじめ4者が定められています。それぞれの人数配分は決まっているのでしょうか。

○教育政策課長 人数配分については、規則ではなく、さらに下のルールで決めており、例えば保護者は2名、地域住民は2名というようにおおよその人数を決めているところです。

○委員 第9条のただし書きの条文を読んだ率直な感想としては、学

校運営協議会に対して不安を持っているような印象を受けました。そのため、私はこのただし書きは削除した方が良いと思いますが、残すということであれば、現在のただし書きの直前の条文を、「当該職員の任命権者に対して第1条の目的及び学校運営の基本的な方針に沿って意見を述べることができる」のような表現にした方が良いのではないかと思いました。

重要なのは、各学校が地域と信頼関係を築くことだと思います。各学校が地域と信頼関係を築いていけば、こういう意見はおのずと出なくなると思います。

○教育政策課長 この条文については、他自治体等の規則などを参考にして定めました。約15年前に小学校2校で学校運営協議会を実施した際に出た課題の1つでもあったため、今回改めて条文として定めたところです。委員ご指摘のとおり、学校と地域の信頼関係を築くことは重要なことだと認識しています。本来であれば、条文がなくともこういった意見が出ないことが理想ですが、学校と地域の関係性によってはそういう意見が出ててしまうようなことも考えらるため、今回は規則のただし書きという形で規定したところです。今後は学校と地域の間の信頼関係を築き、円滑に学校運営協議会を運営できる基盤を整え、令和11年度までに全校に協議会を設置していきたいと考えています。

○委員 他自治体等の規則などを参考にして作成したことですが、このような条文のない自治体もあると思います。繰り返しになりますが、協議会において述べることができない事項を規則のただし書きで具体的に記載するのは、地域を信頼していないような印象を与えてしまうと思いますので、ぜひ再考いただきたいと思います。

○教育政策課長 学校と地域の関係については、地域の町会や自治会、住区住民会議の代表の方等とあらかじめ話をしたうえで丁寧に進めていきたいと思っています。規則のただし書きについては、例えば特定の個人を辞めさせてくれといったことがないようにすることで、円滑に協議会を運営することを目的として今回の条文案としたところです。このような条文が必要ないように信頼関係を築くことが大切だと思っていますので、そのように進めていきたいと考えています。

○委員 教育委員会と学校運営協議会は両輪だとは思いますが、やはり決定権は教育委員会にあるべきだと思います。例えば第7条

には、「対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について学校運営の基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする」とあります。これは、協議会の承認が得られない場合、学校は方針を改めなければならないということでしょうか。

最終的な決定権がどちらにあるのか教えてください。

○教育政策課長 学校運営協議会は決定機関ではありません。校長が作成した学校運営の基本的な方針の承認は行いますが、この承認がなければでは学校運営ができないというものではありません。学校に対してイエス、ノーを突きつけるということではなく、一緒にになって考えていくということが学校運営協議会の趣旨になります。

○委員 学校運営に関するることは予算も含めて全て教育委員会に決定権があり、それが協議会の決定によって覆ることはないということが分かり安心しました。

○教育政策課長 学校によって進め方は異なると思いますが、例えば、たたき台の段階から協議会の意見を聞きながら学校経営方針を作成して承認をいただく方法もあると思います。最終的な決定権は校長にありますが、協議会も一緒に考えていくことを承認という言葉で表していると考えていただければと思います。

○教育長 委員から指摘を受けた第9条の「特定の個人を指定した意見を」という表現については、以前、目黒区も含めて全国の自治体で問題視された経緯がありました。それを踏まえて文部科学省でも法律に手を加えたわけですが、あとはやはり表現の問題だと思います。このようなニュアンスを入れることは目黒区のこれまでの経緯からしても必要であると思います。ただし、意見に限るとか、述べることができないなど少し制限的なニュアンスが強いと感じられるところもありますので、ほかの言い回しなど、検討してみてください。

○教育長 その他ご質問等はありますか。

特にないようですので、この協議を了承します。

次に、日程第3を議題とします。

(日程第3 令和6年度小・中学校卒業式祝辞について(案)(報告事項))

○統括指導主事 (資料により説明)

○教育長 ただいま事務局から説明がありましたが、前回、祝辞の題材

を、小学校は「時代とともに変化を遂げるオリンピック・パラリンピック」、中学校は「国際化する社会で広がったピクトグラム」に決定したところです。

本日は、それぞれの文案について、ご意見、ご質問をいただきたいと思います。

前回と同様に、委員の皆さんから順番にご意見を伺う形でよろしいでしょうか。

(各委員同意)

○教育長

それでは、小・中学校一括しても、どちらか片方でも、両方比較しながらのお話でも構いませんので、お願ひしたいと思います。

○委員

まず小学校です。5段落目の競技種目にはオリンピックの種目だけが書かれていると思いますが、多様性の象徴という意味ではパラリンピックの種目も追加した方が良いと思いました。パラリンピックでも金メダルを獲得していますし、そういった意味でも加えたほうが良いと思いました。

次に中学校ですが、8段落目の「進む先はそれぞれ異なりますが、新しいステージで出会う人々と関わる中で」という部分について、「ステージ」と聞くと、少し大きな舞台を想像する方もいるのではないかと思いました。しかし、ここでは今いる環境から新たな環境に移ることを指すので別の言葉にした方が良いのではないかと思いました。

○委員

まず小学校ですが、オリンピックの種目について、今回の案では既存の種目を列挙してから、新たに追加された種目についてふれていますが、種目を列挙するのではなく、「既存の」または「これまでの競技に加え」といった表現の方が良いと思いました。

次に中学校ですが、「各国の文化や習慣を丹念に調べ、深く理解することで生まれ、誰が見ても同じ認識につながる、一目で分かるシンプルなデザイン」の「一目で分かる」の前に、例えば「世界中の国々の人々が言葉を超えて」といった言葉を入れるとより分かりやすくなると思いました。

○委員

小学校と中学校で共通して、文字数をもう少し減らすべきだと思いました。壇上で読むとかなり長いと感じることがあります

す。昨年に比べて30字から40字程度増えているため、昨年と同じくらいまでは文字数を減らしていただきたいです。また、小学校では「多様性」や「多種多様」という言葉が4回登場しますが、少しどい印象を受けるので表現を見直した方が良いと思いました。さらに、冒頭で「オリンピック・パラリンピックを例にお話しします」と述べているため、パラリンピックについても触れた方が良いと思いました。

○教育長 順番にご意見をいただきましたが、ほかにつけ加えたいご意見等ありますか。

○委員 教育委員会当日に初めて目にする文案に意見を述べるのは大変です。そのため、文案が完成した際には事前に教育委員へ配付していただけすると、意見を出しやすくなると思います。

○統括指導主事 事前に祝辞の文案をお示しすることについては、今後、定例会における報告資料の提示の仕方も含めて検討していきたいと思います。

○教育長 委員の皆様からそれぞれご意見がありましたので、それをもとに、次回、再度文案を報告していただきます。

次に、日程第4を議題とします。

(日程第4 冬季休業明けの幼児・児童・生徒の欠席状況について(報告事項))

○統括指導主事 (資料により説明)

○教育長 この件についてご質問等はありますか。

特にないようですので、この報告を受けました。

次に、日程第5を議題とします。

(日程第5 令和7年1月実施の「二十歳のつどい」実施結果について(報告事項))

○生涯学習課長 (資料により説明)

○教育長 この件についてご質問等はありますか。

特にないようですので、この報告を受けました。

次に、日程第6を議題とします。

(日程第6 教育委員会名義の使用承認状況について(報告事項))

○教育政策課長 (資料により説明)
○教育指導課長 (資料により説明)
○生涯学習課長 (資料により説明)
○教育長 この件についてご質問等はありますか。
特にないようですので、この報告を受けました。

○教育長 その他なにかありますか。
特にないようですので、以上で本日の定例会を閉会します。

(午前10時19分閉会)